

株 主 各 位

証券コード 7092  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

東京都新宿区西新宿六丁目12番1号  
パークウェスト6F  
株式会社Fast Fitness Japan  
代表取締役社長 土屋 敦之

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://fastfitnessjapan.jp/ir/meeting/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「Fast Fitness Japan」又は「コード」に当社証券コード「7092」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権行使することができるので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2023年6月22日（木曜日）午後7時までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームG・H
3. 会議の目的事項

### ◆報告事項

1. 第13期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### ◆決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件                  |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役 4名選任の件                         |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する<br>譲渡制限付株式報酬制度改定の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件             |

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。  
◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結注記表
- ・個別注記表



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使して  
くださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

開催日時

2023年6月23日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らず  
にご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後7時到着分まで



### インターネット等で 議決権行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX個

xxxxx年xx月xx日

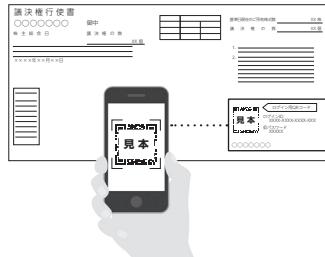
1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_  
5. \_\_\_\_\_  
6. \_\_\_\_\_  
7. \_\_\_\_\_  
8. \_\_\_\_\_  
9. \_\_\_\_\_  
10. \_\_\_\_\_  
11. \_\_\_\_\_  
12. \_\_\_\_\_  
13. \_\_\_\_\_  
14. \_\_\_\_\_  
15. \_\_\_\_\_  
16. \_\_\_\_\_  
17. \_\_\_\_\_  
18. \_\_\_\_\_  
19. \_\_\_\_\_  
20. \_\_\_\_\_  
21. \_\_\_\_\_  
22. \_\_\_\_\_  
23. \_\_\_\_\_  
24. \_\_\_\_\_  
25. \_\_\_\_\_  
26. \_\_\_\_\_  
27. \_\_\_\_\_  
28. \_\_\_\_\_  
29. \_\_\_\_\_  
30. \_\_\_\_\_  
31. \_\_\_\_\_  
32. \_\_\_\_\_  
33. \_\_\_\_\_  
34. \_\_\_\_\_  
35. \_\_\_\_\_  
36. \_\_\_\_\_  
37. \_\_\_\_\_  
38. \_\_\_\_\_  
39. \_\_\_\_\_  
40. \_\_\_\_\_  
41. \_\_\_\_\_  
42. \_\_\_\_\_  
43. \_\_\_\_\_  
44. \_\_\_\_\_  
45. \_\_\_\_\_  
46. \_\_\_\_\_  
47. \_\_\_\_\_  
48. \_\_\_\_\_  
49. \_\_\_\_\_  
50. \_\_\_\_\_  
51. \_\_\_\_\_  
52. \_\_\_\_\_  
53. \_\_\_\_\_  
54. \_\_\_\_\_  
55. \_\_\_\_\_  
56. \_\_\_\_\_  
57. \_\_\_\_\_  
58. \_\_\_\_\_  
59. \_\_\_\_\_  
60. \_\_\_\_\_  
61. \_\_\_\_\_  
62. \_\_\_\_\_  
63. \_\_\_\_\_  
64. \_\_\_\_\_  
65. \_\_\_\_\_  
66. \_\_\_\_\_  
67. \_\_\_\_\_  
68. \_\_\_\_\_  
69. \_\_\_\_\_  
70. \_\_\_\_\_  
71. \_\_\_\_\_  
72. \_\_\_\_\_  
73. \_\_\_\_\_  
74. \_\_\_\_\_  
75. \_\_\_\_\_  
76. \_\_\_\_\_  
77. \_\_\_\_\_  
78. \_\_\_\_\_  
79. \_\_\_\_\_  
80. \_\_\_\_\_  
81. \_\_\_\_\_  
82. \_\_\_\_\_  
83. \_\_\_\_\_  
84. \_\_\_\_\_  
85. \_\_\_\_\_  
86. \_\_\_\_\_  
87. \_\_\_\_\_  
88. \_\_\_\_\_  
89. \_\_\_\_\_  
90. \_\_\_\_\_  
91. \_\_\_\_\_  
92. \_\_\_\_\_  
93. \_\_\_\_\_  
94. \_\_\_\_\_  
95. \_\_\_\_\_  
96. \_\_\_\_\_  
97. \_\_\_\_\_  
98. \_\_\_\_\_  
99. \_\_\_\_\_  
100. \_\_\_\_\_  
101. \_\_\_\_\_  
102. \_\_\_\_\_  
103. \_\_\_\_\_  
104. \_\_\_\_\_  
105. \_\_\_\_\_  
106. \_\_\_\_\_  
107. \_\_\_\_\_  
108. \_\_\_\_\_  
109. \_\_\_\_\_  
110. \_\_\_\_\_  
111. \_\_\_\_\_  
112. \_\_\_\_\_  
113. \_\_\_\_\_  
114. \_\_\_\_\_  
115. \_\_\_\_\_  
116. \_\_\_\_\_  
117. \_\_\_\_\_  
118. \_\_\_\_\_  
119. \_\_\_\_\_  
120. \_\_\_\_\_  
121. \_\_\_\_\_  
122. \_\_\_\_\_  
123. \_\_\_\_\_  
124. \_\_\_\_\_  
125. \_\_\_\_\_  
126. \_\_\_\_\_  
127. \_\_\_\_\_  
128. \_\_\_\_\_  
129. \_\_\_\_\_  
130. \_\_\_\_\_  
131. \_\_\_\_\_  
132. \_\_\_\_\_  
133. \_\_\_\_\_  
134. \_\_\_\_\_  
135. \_\_\_\_\_  
136. \_\_\_\_\_  
137. \_\_\_\_\_  
138. \_\_\_\_\_  
139. \_\_\_\_\_  
140. \_\_\_\_\_  
141. \_\_\_\_\_  
142. \_\_\_\_\_  
143. \_\_\_\_\_  
144. \_\_\_\_\_  
145. \_\_\_\_\_  
146. \_\_\_\_\_  
147. \_\_\_\_\_  
148. \_\_\_\_\_  
149. \_\_\_\_\_  
150. \_\_\_\_\_  
151. \_\_\_\_\_  
152. \_\_\_\_\_  
153. \_\_\_\_\_  
154. \_\_\_\_\_  
155. \_\_\_\_\_  
156. \_\_\_\_\_  
157. \_\_\_\_\_  
158. \_\_\_\_\_  
159. \_\_\_\_\_  
160. \_\_\_\_\_  
161. \_\_\_\_\_  
162. \_\_\_\_\_  
163. \_\_\_\_\_  
164. \_\_\_\_\_  
165. \_\_\_\_\_  
166. \_\_\_\_\_  
167. \_\_\_\_\_  
168. \_\_\_\_\_  
169. \_\_\_\_\_  
170. \_\_\_\_\_  
171. \_\_\_\_\_  
172. \_\_\_\_\_  
173. \_\_\_\_\_  
174. \_\_\_\_\_  
175. \_\_\_\_\_  
176. \_\_\_\_\_  
177. \_\_\_\_\_  
178. \_\_\_\_\_  
179. \_\_\_\_\_  
180. \_\_\_\_\_  
181. \_\_\_\_\_  
182. \_\_\_\_\_  
183. \_\_\_\_\_  
184. \_\_\_\_\_  
185. \_\_\_\_\_  
186. \_\_\_\_\_  
187. \_\_\_\_\_  
188. \_\_\_\_\_  
189. \_\_\_\_\_  
190. \_\_\_\_\_  
191. \_\_\_\_\_  
192. \_\_\_\_\_  
193. \_\_\_\_\_  
194. \_\_\_\_\_  
195. \_\_\_\_\_  
196. \_\_\_\_\_  
197. \_\_\_\_\_  
198. \_\_\_\_\_  
199. \_\_\_\_\_  
200. \_\_\_\_\_  
201. \_\_\_\_\_  
202. \_\_\_\_\_  
203. \_\_\_\_\_  
204. \_\_\_\_\_  
205. \_\_\_\_\_  
206. \_\_\_\_\_  
207. \_\_\_\_\_  
208. \_\_\_\_\_  
209. \_\_\_\_\_  
210. \_\_\_\_\_  
211. \_\_\_\_\_  
212. \_\_\_\_\_  
213. \_\_\_\_\_  
214. \_\_\_\_\_  
215. \_\_\_\_\_  
216. \_\_\_\_\_  
217. \_\_\_\_\_  
218. \_\_\_\_\_  
219. \_\_\_\_\_  
220. \_\_\_\_\_  
221. \_\_\_\_\_  
222. \_\_\_\_\_  
223. \_\_\_\_\_  
224. \_\_\_\_\_  
225. \_\_\_\_\_  
226. \_\_\_\_\_  
227. \_\_\_\_\_  
228. \_\_\_\_\_  
229. \_\_\_\_\_  
230. \_\_\_\_\_  
231. \_\_\_\_\_  
232. \_\_\_\_\_  
233. \_\_\_\_\_  
234. \_\_\_\_\_  
235. \_\_\_\_\_  
236. \_\_\_\_\_  
237. \_\_\_\_\_  
238. \_\_\_\_\_  
239. \_\_\_\_\_  
240. \_\_\_\_\_  
241. \_\_\_\_\_  
242. \_\_\_\_\_  
243. \_\_\_\_\_  
244. \_\_\_\_\_  
245. \_\_\_\_\_  
246. \_\_\_\_\_  
247. \_\_\_\_\_  
248. \_\_\_\_\_  
249. \_\_\_\_\_  
250. \_\_\_\_\_  
251. \_\_\_\_\_  
252. \_\_\_\_\_  
253. \_\_\_\_\_  
254. \_\_\_\_\_  
255. \_\_\_\_\_  
256. \_\_\_\_\_  
257. \_\_\_\_\_  
258. \_\_\_\_\_  
259. \_\_\_\_\_  
260. \_\_\_\_\_  
261. \_\_\_\_\_  
262. \_\_\_\_\_  
263. \_\_\_\_\_  
264. \_\_\_\_\_  
265. \_\_\_\_\_  
266. \_\_\_\_\_  
267. \_\_\_\_\_  
268. \_\_\_\_\_  
269. \_\_\_\_\_  
270. \_\_\_\_\_  
271. \_\_\_\_\_  
272. \_\_\_\_\_  
273. \_\_\_\_\_  
274. \_\_\_\_\_  
275. \_\_\_\_\_  
276. \_\_\_\_\_  
277. \_\_\_\_\_  
278. \_\_\_\_\_  
279. \_\_\_\_\_  
280. \_\_\_\_\_  
281. \_\_\_\_\_  
282. \_\_\_\_\_  
283. \_\_\_\_\_  
284. \_\_\_\_\_  
285. \_\_\_\_\_  
286. \_\_\_\_\_  
287. \_\_\_\_\_  
288. \_\_\_\_\_  
289. \_\_\_\_\_  
290. \_\_\_\_\_  
291. \_\_\_\_\_  
292. \_\_\_\_\_  
293. \_\_\_\_\_  
294. \_\_\_\_\_  
295. \_\_\_\_\_  
296. \_\_\_\_\_  
297. \_\_\_\_\_  
298. \_\_\_\_\_  
299. \_\_\_\_\_  
300. \_\_\_\_\_  
301. \_\_\_\_\_  
302. \_\_\_\_\_  
303. \_\_\_\_\_  
304. \_\_\_\_\_  
305. \_\_\_\_\_  
306. \_\_\_\_\_  
307. \_\_\_\_\_  
308. \_\_\_\_\_  
309. \_\_\_\_\_  
310. \_\_\_\_\_  
311. \_\_\_\_\_  
312. \_\_\_\_\_  
313. \_\_\_\_\_  
314. \_\_\_\_\_  
315. \_\_\_\_\_  
316. \_\_\_\_\_  
317. \_\_\_\_\_  
318. \_\_\_\_\_  
319. \_\_\_\_\_  
320. \_\_\_\_\_  
321. \_\_\_\_\_  
322. \_\_\_\_\_  
323. \_\_\_\_\_  
324. \_\_\_\_\_  
325. \_\_\_\_\_  
326. \_\_\_\_\_  
327. \_\_\_\_\_  
328. \_\_\_\_\_  
329. \_\_\_\_\_  
330. \_\_\_\_\_  
331. \_\_\_\_\_  
332. \_\_\_\_\_  
333. \_\_\_\_\_  
334. \_\_\_\_\_  
335. \_\_\_\_\_  
336. \_\_\_\_\_  
337. \_\_\_\_\_  
338. \_\_\_\_\_  
339. \_\_\_\_\_  
340. \_\_\_\_\_  
341. \_\_\_\_\_  
342. \_\_\_\_\_  
343. \_\_\_\_\_  
344. \_\_\_\_\_  
345. \_\_\_\_\_  
346. \_\_\_\_\_  
347. \_\_\_\_\_  
348. \_\_\_\_\_  
349. \_\_\_\_\_  
350. \_\_\_\_\_  
351. \_\_\_\_\_  
352. \_\_\_\_\_  
353. \_\_\_\_\_  
354. \_\_\_\_\_  
355. \_\_\_\_\_  
356. \_\_\_\_\_  
357. \_\_\_\_\_  
358. \_\_\_\_\_  
359. \_\_\_\_\_  
360. \_\_\_\_\_  
361. \_\_\_\_\_  
362. \_\_\_\_\_  
363. \_\_\_\_\_  
364. \_\_\_\_\_  
365. \_\_\_\_\_  
366. \_\_\_\_\_  
367. \_\_\_\_\_  
368. \_\_\_\_\_  
369. \_\_\_\_\_  
370. \_\_\_\_\_  
371. \_\_\_\_\_  
372. \_\_\_\_\_  
373. \_\_\_\_\_  
374. \_\_\_\_\_  
375. \_\_\_\_\_  
376. \_\_\_\_\_  
377. \_\_\_\_\_  
378. \_\_\_\_\_  
379. \_\_\_\_\_  
380. \_\_\_\_\_  
381. \_\_\_\_\_  
382. \_\_\_\_\_  
383. \_\_\_\_\_  
384. \_\_\_\_\_  
385. \_\_\_\_\_  
386. \_\_\_\_\_  
387. \_\_\_\_\_  
388. \_\_\_\_\_  
389. \_\_\_\_\_  
390. \_\_\_\_\_  
391. \_\_\_\_\_  
392. \_\_\_\_\_  
393. \_\_\_\_\_  
394. \_\_\_\_\_  
395. \_\_\_\_\_  
396. \_\_\_\_\_  
397. \_\_\_\_\_  
398. \_\_\_\_\_  
399. \_\_\_\_\_  
400. \_\_\_\_\_  
401. \_\_\_\_\_  
402. \_\_\_\_\_  
403. \_\_\_\_\_  
404. \_\_\_\_\_  
405. \_\_\_\_\_  
406. \_\_\_\_\_  
407. \_\_\_\_\_  
408. \_\_\_\_\_  
409. \_\_\_\_\_  
410. \_\_\_\_\_  
411. \_\_\_\_\_  
412. \_\_\_\_\_  
413. \_\_\_\_\_  
414. \_\_\_\_\_  
415. \_\_\_\_\_  
416. \_\_\_\_\_  
417. \_\_\_\_\_  
418. \_\_\_\_\_  
419. \_\_\_\_\_  
420. \_\_\_\_\_  
421. \_\_\_\_\_  
422. \_\_\_\_\_  
423. \_\_\_\_\_  
424. \_\_\_\_\_  
425. \_\_\_\_\_  
426. \_\_\_\_\_  
427. \_\_\_\_\_  
428. \_\_\_\_\_  
429. \_\_\_\_\_  
430. \_\_\_\_\_  
431. \_\_\_\_\_  
432. \_\_\_\_\_  
433. \_\_\_\_\_  
434. \_\_\_\_\_  
435. \_\_\_\_\_  
436. \_\_\_\_\_  
437. \_\_\_\_\_  
438. \_\_\_\_\_  
439. \_\_\_\_\_  
440. \_\_\_\_\_  
441. \_\_\_\_\_  
442. \_\_\_\_\_  
443. \_\_\_\_\_  
444. \_\_\_\_\_  
445. \_\_\_\_\_  
446. \_\_\_\_\_  
447. \_\_\_\_\_  
448. \_\_\_\_\_  
449. \_\_\_\_\_  
450. \_\_\_\_\_  
451. \_\_\_\_\_  
452. \_\_\_\_\_  
453. \_\_\_\_\_  
454. \_\_\_\_\_  
455. \_\_\_\_\_  
456. \_\_\_\_\_  
457. \_\_\_\_\_  
458. \_\_\_\_\_  
459. \_\_\_\_\_  
460. \_\_\_\_\_  
461. \_\_\_\_\_  
462. \_\_\_\_\_  
463. \_\_\_\_\_  
464. \_\_\_\_\_  
465. \_\_\_\_\_  
466. \_\_\_\_\_  
467. \_\_\_\_\_  
468. \_\_\_\_\_  
469. \_\_\_\_\_  
470. \_\_\_\_\_  
471. \_\_\_\_\_  
472. \_\_\_\_\_  
473. \_\_\_\_\_  
474. \_\_\_\_\_  
475. \_\_\_\_\_  
476. \_\_\_\_\_  
477. \_\_\_\_\_  
478. \_\_\_\_\_  
479. \_\_\_\_\_  
480. \_\_\_\_\_  
481. \_\_\_\_\_  
482. \_\_\_\_\_  
483. \_\_\_\_\_  
484. \_\_\_\_\_  
485. \_\_\_\_\_  
486. \_\_\_\_\_  
487. \_\_\_\_\_  
488. \_\_\_\_\_  
489. \_\_\_\_\_  
490. \_\_\_\_\_  
491. \_\_\_\_\_  
492. \_\_\_\_\_  
493. \_\_\_\_\_  
494. \_\_\_\_\_  
495. \_\_\_\_\_  
496. \_\_\_\_\_  
497. \_\_\_\_\_  
498. \_\_\_\_\_  
499. \_\_\_\_\_  
500. \_\_\_\_\_  
501. \_\_\_\_\_  
502. \_\_\_\_\_  
503. \_\_\_\_\_  
504. \_\_\_\_\_  
505. \_\_\_\_\_  
506. \_\_\_\_\_  
507. \_\_\_\_\_  
508. \_\_\_\_\_  
509. \_\_\_\_\_  
510. \_\_\_\_\_  
511. \_\_\_\_\_  
512. \_\_\_\_\_  
513. \_\_\_\_\_  
514. \_\_\_\_\_  
515. \_\_\_\_\_  
516. \_\_\_\_\_  
517. \_\_\_\_\_  
518. \_\_\_\_\_  
519. \_\_\_\_\_  
520. \_\_\_\_\_  
521. \_\_\_\_\_  
522. \_\_\_\_\_  
523. \_\_\_\_\_  
524. \_\_\_\_\_  
525. \_\_\_\_\_  
526. \_\_\_\_\_  
527. \_\_\_\_\_  
528. \_\_\_\_\_  
529. \_\_\_\_\_  
530. \_\_\_\_\_  
531. \_\_\_\_\_  
532. \_\_\_\_\_  
533. \_\_\_\_\_  
534. \_\_\_\_\_  
535. \_\_\_\_\_  
536. \_\_\_\_\_  
537. \_\_\_\_\_  
538. \_\_\_\_\_  
539. \_\_\_\_\_  
540. \_\_\_\_\_  
541. \_\_\_\_\_  
542. \_\_\_\_\_  
543. \_\_\_\_\_  
544. \_\_\_\_\_  
545. \_\_\_\_\_  
546. \_\_\_\_\_  
547. \_\_\_\_\_  
548. \_\_\_\_\_  
549. \_\_\_\_\_  
550. \_\_\_\_\_  
551. \_\_\_\_\_  
552. \_\_\_\_\_  
553. \_\_\_\_\_  
554. \_\_\_\_\_  
555. \_\_\_\_\_  
556. \_\_\_\_\_  
557. \_\_\_\_\_  
558. \_\_\_\_\_  
559. \_\_\_\_\_  
560. \_\_\_\_\_  
561. \_\_\_\_\_  
562. \_\_\_\_\_  
563. \_\_\_\_\_  
564. \_\_\_\_\_  
565. \_\_\_\_\_  
566. \_\_\_\_\_  
567. \_\_\_\_\_  
568. \_\_\_\_\_  
569. \_\_\_\_\_  
570. \_\_\_\_\_  
571. \_\_\_\_\_  
572. \_\_\_\_\_  
573. \_\_\_\_\_  
574. \_\_\_\_\_  
575. \_\_\_\_\_  
576. \_\_\_\_\_  
577. \_\_\_\_\_  
578. \_\_\_\_\_  
579. \_\_\_\_\_  
580. \_\_\_\_\_  
581. \_\_\_\_\_  
582. \_\_\_\_\_  
583. \_\_\_\_\_  
584. \_\_\_\_\_  
585. \_\_\_\_\_  
586. \_\_\_\_\_  
587. \_\_\_\_\_  
588. \_\_\_\_\_  
589. \_\_\_\_\_  
590. \_\_\_\_\_  
591. \_\_\_\_\_  
592. \_\_\_\_\_  
593. \_\_\_\_\_  
594. \_\_\_\_\_  
595. \_\_\_\_\_  
596. \_\_\_\_\_  
597. \_\_\_\_\_  
598. \_\_\_\_\_  
599. \_\_\_\_\_  
600. \_\_\_\_\_  
601. \_\_\_\_\_  
602. \_\_\_\_\_  
603. \_\_\_\_\_  
604. \_\_\_\_\_  
605. \_\_\_\_\_  
606. \_\_\_\_\_  
607. \_\_\_\_\_  
608. \_\_\_\_\_  
609. \_\_\_\_\_  
610. \_\_\_\_\_  
611. \_\_\_\_\_  
612. \_\_\_\_\_  
613. \_\_\_\_\_  
614. \_\_\_\_\_  
615. \_\_\_\_\_  
616. \_\_\_\_\_  
617. \_\_\_\_\_  
618. \_\_\_\_\_  
619. \_\_\_\_\_  
620. \_\_\_\_\_  
621. \_\_\_\_\_  
622. \_\_\_\_\_  
623. \_\_\_\_\_  
624. \_\_\_\_\_  
625. \_\_\_\_\_  
626. \_\_\_\_\_  
627. \_\_\_\_\_  
628. \_\_\_\_\_  
629. \_\_\_\_\_  
630. \_\_\_\_\_  
631. \_\_\_\_\_  
632. \_\_\_\_\_  
633. \_\_\_\_\_  
634. \_\_\_\_\_  
635. \_\_\_\_\_  
636. \_\_\_\_\_  
637. \_\_\_\_\_  
638. \_\_\_\_\_  
639. \_\_\_\_\_  
640. \_\_\_\_\_  
641. \_\_\_\_\_  
642. \_\_\_\_\_  
643. \_\_\_\_\_  
644. \_\_\_\_\_  
645. \_\_\_\_\_  
646. \_\_\_\_\_  
647. \_\_\_\_\_  
648. \_\_\_\_\_  
649. \_\_\_\_\_  
650. \_\_\_\_\_  
651. \_\_\_\_\_  
652. \_\_\_\_\_  
653. \_\_\_\_\_  
654. \_\_\_\_\_  
655. \_\_\_\_\_  
656. \_\_\_\_\_  
657. \_\_\_\_\_  
658. \_\_\_\_\_  
659. \_\_\_\_\_  
660. \_\_\_\_\_  
661. \_\_\_\_\_  
662. \_\_\_\_\_  
663. \_\_\_\_\_  
664. \_\_\_\_\_  
665. \_\_\_\_\_  
666. \_\_\_\_\_  
667. \_\_\_\_\_  
668. \_\_\_\_\_  
669. \_\_\_\_\_  
670. \_\_\_\_\_  
671. \_\_\_\_\_  
672. \_\_\_\_\_  
673. \_\_\_\_\_  
674. \_\_\_\_\_  
675. \_\_\_\_\_  
676. \_\_\_\_\_  
677. \_\_\_\_\_  
678. \_\_\_\_\_  
679. \_\_\_\_\_  
680. \_\_\_\_\_  
681. \_\_\_\_\_  
682. \_\_\_\_\_  
683. \_\_\_\_\_  
684. \_\_\_\_\_  
685. \_\_\_\_\_  
686. \_\_\_\_\_  
687. \_\_\_\_\_  
688. \_\_\_\_\_  
689. \_\_\_\_\_  
690. \_\_\_\_\_  
691. \_\_\_\_\_  
692. \_\_\_\_\_  
693. \_\_\_\_\_  
694. \_\_\_\_\_  
695. \_\_\_\_\_  
696. \_\_\_\_\_  
697. \_\_\_\_\_  
698. \_\_\_\_\_  
699. \_\_\_\_\_  
700. \_\_\_\_\_  
701. \_\_\_\_\_  
702. \_\_\_\_\_  
703. \_\_\_\_\_  
704. \_\_\_\_\_  
705. \_\_\_\_\_  
706. \_\_\_\_\_  
707. \_\_\_\_\_  
708. \_\_\_\_\_  
709. \_\_\_\_\_  
710. \_\_\_\_\_  
711. \_\_\_\_\_  
712. \_\_\_\_\_  
713. \_\_\_\_\_  
714. \_\_\_\_\_  
715. \_\_\_\_\_  
716. \_\_\_\_\_  
717. \_\_\_\_\_  
718. \_\_\_\_\_  
719. \_\_\_\_\_  
720. \_\_\_\_\_  
721. \_\_\_\_\_  
722. \_\_\_\_\_  
723. \_\_\_\_\_  
724. \_\_\_\_\_  
725. \_\_\_\_\_  
726. \_\_\_\_\_  
727. \_\_\_\_\_  
728. \_\_\_\_\_  
729. \_\_\_\_\_  
730. \_\_\_\_\_  
731. \_\_\_\_\_  
732. \_\_\_\_\_  
733. \_\_\_\_\_  
734. \_\_\_\_\_  
735. \_\_\_\_\_  
736. \_\_\_\_\_  
737. \_\_\_\_\_  
738. \_\_\_\_\_  
739. \_\_\_\_\_  
740. \_\_\_\_\_  
741. \_\_\_\_\_  
742. \_\_\_\_\_  
743. \_\_\_\_\_  
744. \_\_\_\_\_  
745. \_\_\_\_\_  
746. \_\_\_\_\_  
747. \_\_\_\_\_  
748. \_\_\_\_\_  
749. \_\_\_\_\_  
750. \_\_\_\_\_  
751. \_\_\_\_\_  
752. \_\_\_\_\_  
753. \_\_\_\_\_  
754. \_\_\_\_\_  
755. \_\_\_\_\_  
756. \_\_\_\_\_  
757. \_\_\_\_\_  
758. \_\_\_\_\_  
759. \_\_\_\_\_  
760. \_\_\_\_\_  
761. \_\_\_\_\_  
762. \_\_\_\_\_  
763. \_\_\_\_\_  
764. \_\_\_\_\_  
765. \_\_\_\_\_  
766. \_\_\_\_\_  
767. \_\_\_\_\_  
768. \_\_\_\_\_  
769. \_\_\_\_\_  
770. \_\_\_\_\_  
771. \_\_\_\_\_  
772. \_\_\_\_\_  
773. \_\_\_\_\_  
774. \_\_\_\_\_  
775. \_\_\_\_\_  
776. \_\_\_\_\_  
777. \_\_\_\_\_  
778. \_\_\_\_\_  
779. \_\_\_\_\_  
780. \_\_\_\_\_  
781. \_\_\_\_\_  
782. \_\_\_\_\_  
783. \_\_\_\_\_  
784. \_\_\_\_\_  
785. \_\_\_\_\_  
786. \_\_\_\_\_  
787. \_\_\_\_\_  
788. \_\_\_\_\_  
789. \_\_\_\_\_  
790. \_\_\_\_\_  
791. \_\_\_\_\_  
792. \_\_\_\_\_  
793. \_\_\_\_\_  
794. \_\_\_\_\_  
795. \_\_\_\_\_  
796. \_\_\_\_\_  
797. \_\_\_\_\_  
798. \_\_\_\_\_  
799. \_\_\_\_\_  
800. \_\_\_\_\_  
801. \_\_\_\_\_  
802. \_\_\_\_\_  
803. \_\_\_\_\_  
804. \_\_\_\_\_  
805. \_\_\_\_\_  
806. \_\_\_\_\_  
807. \_\_\_\_\_  
808. \_\_\_\_\_  
809. \_\_\_\_\_  
810. \_\_\_\_\_  
811. \_\_\_\_\_  
812. \_\_\_\_\_  
813. \_\_\_\_\_  
814. \_\_\_\_\_  
815. \_\_\_\_\_  
816. \_\_\_\_\_  
817. \_\_\_\_\_  
818. \_\_\_\_\_  
819. \_\_\_\_\_  
820. \_\_\_\_\_  
821. \_\_\_\_\_  
822. \_\_\_\_\_  
823. \_\_\_\_\_  
824. \_\_\_\_\_  
825. \_\_\_\_\_  
826. \_\_\_\_\_  
827. \_\_\_\_\_  
828. \_\_\_\_\_  
829. \_\_\_\_\_  
830. \_\_\_\_\_  
831. \_\_\_\_\_  
832. \_\_\_\_\_  
833. \_\_\_\_\_  
834. \_\_\_\_\_  
835. \_\_\_\_\_  
836. \_\_\_\_\_  
837. \_\_\_\_\_  
838. \_\_\_\_\_  
839. \_\_\_\_\_  
840. \_\_\_\_\_  
841. \_\_\_\_\_  
842. \_\_\_\_\_  
843. \_\_\_\_\_  
844. \_\_\_\_\_  
845. \_\_\_\_\_  
846. \_\_\_\_\_  
847. \_\_\_\_\_  
848. \_\_\_\_\_  
849. \_\_\_\_\_  
850. \_\_\_\_\_  
851. \_\_\_\_\_  
852. \_\_\_\_\_  
853. \_\_\_\_\_  
854. \_\_\_\_\_  
855. \_\_\_\_\_  
856. \_\_\_\_\_  
857. \_\_\_\_\_  
858. \_\_\_\_\_  
859. \_\_\_\_\_  
860. \_\_\_\_\_  
861. \_\_\_\_\_  
862. \_\_\_\_\_  
863. \_\_\_\_\_  
864. \_\_\_\_\_  
865. \_\_\_\_\_  
866. \_\_\_\_\_  
867. \_\_\_\_\_  
868. \_\_\_\_\_  
869. \_\_\_\_\_  
870. \_\_\_\_\_  
871. \_\_\_\_\_  
872. \_\_\_\_\_  
873. \_\_\_\_\_  
874. \_\_\_\_\_  
875. \_\_\_\_\_  
876. \_\_\_\_\_  
877. \_\_\_\_\_  
878. \_\_\_\_\_  
879. \_\_\_\_\_  
880. \_\_\_\_\_  
881. \_\_\_\_\_  
882. \_\_\_\_\_  
883. \_\_\_\_\_  
884. \_\_\_\_\_  
885. \_\_\_\_\_  
886. \_\_\_\_\_  
887. \_\_\_\_\_  
888. \_\_\_\_\_  
889. \_\_\_\_\_  
890. \_\_\_\_\_  
891. \_\_\_\_\_  
892. \_\_\_\_\_  
893. \_\_\_\_\_  
894. \_\_\_\_\_  
895. \_\_\_\_\_  
896. \_\_\_\_\_  
897. \_\_\_\_\_  
898. \_\_\_\_\_  
899. \_\_\_\_\_  
900. \_\_\_\_\_  
901. \_\_\_\_\_  
902. \_\_\_\_\_  
903. \_\_\_\_\_  
904. \_\_\_\_\_  
905. \_\_\_\_\_  
906. \_\_\_\_\_  
907. \_\_\_\_\_  
908. \_\_\_\_\_  
909. \_\_\_\_\_  
910. \_\_\_\_\_  
911. \_\_\_\_\_  
912. \_\_\_\_\_  
913. \_\_\_\_\_  
914. \_\_\_\_\_  
915. \_\_\_\_\_  
916. \_\_\_\_\_  
917. \_\_\_\_\_  
918. \_\_\_\_\_  
919. \_\_\_\_\_  
920. \_\_\_\_\_  
921. \_\_\_\_\_  
922. \_\_\_\_\_  
923. \_\_\_\_\_  
924. \_\_\_\_\_  
925. \_\_\_\_\_  
926. \_\_\_\_\_  
927. \_\_\_\_\_  
928. \_\_\_\_\_  
929. \_\_\_\_\_  
930. \_\_\_\_\_  
931. \_\_\_\_\_  
932. \_\_\_\_\_  
933. \_\_\_\_\_  
934. \_\_\_\_\_  
935. \_\_\_\_\_  
936. \_\_\_\_\_  
937. \_\_\_\_\_  
938. \_\_\_\_\_  
939. \_\_\_\_\_  
940. \_\_\_\_\_  
941. \_\_\_\_\_  
942. \_\_\_\_\_  
943. \_\_\_\_\_  
944. \_\_\_\_\_  
945. \_\_\_\_\_  
946. \_\_\_\_\_  
947. \_\_\_\_\_  
948. \_\_\_\_\_  
949. \_\_\_\_\_  
950. \_\_\_\_\_  
951. \_\_\_\_\_  
952. \_\_\_\_\_  
953. \_\_\_\_\_  
954. \_\_\_\_\_  
955. \_\_\_\_\_  
956. \_\_\_\_\_  
957. \_\_\_\_\_  
958. \_\_\_\_\_  
959. \_\_\_\_\_  
960. \_\_\_\_\_  
961. \_\_\_\_\_  
962. \_\_\_\_\_  
963. \_\_\_\_\_  
964. \_\_\_\_\_  
965. \_\_\_\_\_  
966. \_\_\_\_\_  
967. \_\_\_\_\_  
968. \_\_\_\_\_  
969. \_\_\_\_\_  
970. \_\_\_\_\_  
971. \_\_\_\_\_  
972. \_\_\_\_\_  
973. \_\_\_\_\_  
974. \_\_\_\_\_  
975. \_\_\_\_\_  
976. \_\_\_\_\_  
977. \_\_\_\_\_  
978. \_\_\_\_\_  
979. \_\_\_\_\_  
980. \_\_\_\_\_  
981. \_\_\_\_\_  
982. \_\_\_\_\_  
983. \_\_\_\_\_  
984. \_\_\_\_\_  
985. \_\_\_\_\_  
986. \_\_\_\_\_  
987. \_\_\_\_\_  
988. \_\_\_\_\_  
989. \_\_\_\_\_  
990. \_\_\_\_\_  
991. \_\_\_\_\_  
992. \_\_\_\_\_  
993. \_\_\_\_\_  
994. \_\_\_\_\_  
995. \_\_\_\_\_  
996. \_\_\_\_\_  
997. \_\_\_\_\_  
998. \_\_\_\_\_  
999. \_\_\_\_\_  
1000. \_\_\_\_\_  
1001. \_\_\_\_\_  
1002. \_\_\_\_\_  
1003. \_\_\_\_\_  
1004. \_\_\_\_\_  
1005. \_\_\_\_\_  
1006. \_\_\_\_\_  
1007. \_\_\_\_\_  
1008. \_\_\_\_\_  
1009. \_\_\_\_\_  
1010. \_\_\_\_\_  
1011. \_\_\_\_\_  
1012. \_\_\_\_\_  
1013. \_\_\_\_\_  
1014. \_\_\_\_\_  
1015. \_\_\_\_\_  
1016. \_\_\_\_\_  
1017. \_\_\_\_\_  
1018. \_\_\_\_\_  
1019. \_\_\_\_\_  
1020. \_\_\_\_\_  
1021. \_\_\_\_\_  
1022. \_\_\_\_\_  
1023. \_\_\_\_\_  
1024. \_\_\_\_\_  
1025. \_\_\_\_\_  
1026. \_\_\_\_\_  
1027. \_\_\_\_\_  
1028. \_\_\_\_\_  
1029. \_\_\_\_\_  
1030. \_\_\_\_\_  
1031. \_\_\_\_\_  
1032. \_\_\_\_\_  
1033. \_\_\_\_\_  
1034. \_\_\_\_\_  
1035. \_\_\_\_\_  
1036. \_\_\_\_\_  
1037. \_\_\_\_\_  
1038. \_\_\_\_\_  
1039. \_\_\_\_\_  
1040. \_\_\_\_\_  
1041. \_\_\_\_\_  
1042. \_\_\_\_\_  
1043. \_\_\_\_\_  
1044. \_\_\_\_\_  
1045. \_\_\_\_\_  
1046. \_\_\_\_\_  
1047. \_\_\_\_\_  
1048. \_\_\_\_\_  
1049. \_\_\_\_\_  
1050. \_\_\_\_\_  
1051. \_\_\_\_\_  
1052. \_\_\_\_\_  
1053. \_\_\_\_\_  
1054. \_\_\_\_\_  
1055. \_\_\_\_\_  
1056. \_\_\_\_\_  
1057. \_\_\_\_\_  
1058. \_\_\_\_\_  
1059. \_\_\_\_\_  
1060. \_\_\_\_\_  
1061. \_\_\_\_\_  
1062. \_\_\_\_\_  
1063. \_\_\_\_\_  
1064. \_\_\_\_\_  
1065. \_\_\_\_\_  
1066. \_\_\_\_\_  
1067. \_\_\_\_\_  
1068. \_\_\_\_\_  
1069. \_\_\_\_\_  
1070. \_\_\_\_\_  
1071. \_\_\_\_\_  
1072. \_\_\_\_\_  
1073. \_\_\_\_\_  
1074. \_\_\_\_\_  
1075. \_\_\_\_\_  
1076. \_\_\_\_\_  
1077. \_\_\_\_\_  
1078. \_\_\_\_\_  
1079. \_\_\_\_\_  
1080. \_\_\_\_\_  
1081. \_\_\_\_\_  
1082. \_\_\_\_\_  
1083. \_\_\_\_\_  
1084. \_\_\_\_\_  
1085. \_\_\_\_\_  
1086. \_\_\_\_\_  
1087. \_\_\_\_\_  
1088. \_\_\_\_\_  
1089. \_\_\_\_\_  
1090. \_\_\_\_\_  
1091. \_\_\_\_\_  
1092. \_\_\_\_\_  
1093. \_\_\_\_\_  
1094. \_\_\_\_\_  
1095. \_\_\_\_\_  
1096. \_\_\_\_\_  
1097. \_\_\_\_\_  
1098. \_\_\_\_\_  
1099. \_\_\_\_\_  
1100. \_\_\_\_\_  
1101. \_\_\_\_\_  
1102. \_\_\_\_\_  
1103. \_\_\_\_\_  
1104. \_\_\_\_\_  
1105. \_\_\_\_\_  
1106. \_\_\_\_\_  
1107. \_\_\_\_\_  
1108. \_\_\_\_\_  
1109. \_\_\_\_\_  
1110. \_\_\_\_\_  
1111. \_\_\_\_\_  
1112. \_\_\_\_\_  
1113. \_\_\_\_\_  
1114. \_\_\_\_\_  
1115. \_\_\_\_\_  
1116. \_\_\_\_\_  
1117. \_\_\_\_\_  
1118. \_\_\_\_\_  
1119. \_\_\_\_\_  
1120. \_\_\_\_\_  
1121. \_\_\_\_\_  
1122. \_\_\_\_\_  
1123. \_\_\_\_\_  
1124. \_\_\_\_\_  
1125. \_\_\_\_\_  
1126. \_\_\_\_\_  
1127. \_\_\_\_\_  
1128. \_\_\_\_\_  
1129. \_\_\_\_\_  
1130. \_\_\_\_\_  
1131. \_\_\_\_\_  
1132. \_\_\_\_\_  
1133. \_\_\_\_\_  
1134. \_\_\_\_\_  
1135. \_\_\_\_\_  
1136. \_\_\_\_\_  
1137. \_\_\_\_\_  
1138. \_\_\_\_\_  
1139. \_\_\_\_\_  
1140. \_\_\_\_\_  
1141. \_\_\_\_\_  
1142. \_\_\_\_\_  
1143. \_\_\_\_\_  
1144. \_\_\_\_\_  
1145. \_\_\_\_\_  
1146. \_\_\_\_\_  
1147. \_\_\_\_\_  
1148. \_\_\_\_\_  
1149. \_\_\_\_\_  
1150. \_\_\_\_\_  
1151. \_\_\_\_\_  
1152. \_\_\_\_\_  
1153. \_\_\_\_\_  
1154. \_\_\_\_\_  
1155. \_\_\_\_\_  
1156. \_\_\_\_\_  
1157. \_\_\_\_\_  
1158. \_\_\_\_\_  
1159. \_\_\_\_\_  
1160. \_\_\_\_\_  
1161. \_\_\_\_\_  
1162. \_\_\_\_\_  
1163. \_\_\_\_\_  
1164. \_\_\_\_\_  
1165. \_\_\_\_\_  
1166. \_\_\_\_\_  
1167. \_\_\_\_\_  
1168. \_\_\_\_\_  
1169. \_\_\_\_\_  
1170. \_\_\_\_\_  
1171. \_\_\_\_\_  
1172. \_\_\_\_\_  
1173. \_\_\_\_\_  
1174. \_\_\_\_\_  
1175. \_\_\_\_\_  
1176. \_\_\_\_\_  
1177. \_\_\_\_\_  
1178. \_\_\_\_\_  
1179. \_\_\_\_\_  
1180. \_\_\_\_\_  
1181. \_\_\_\_\_  
1182. \_\_\_\_\_  
1183. \_\_\_\_\_  
1184. \_\_\_\_\_  
1185. \_\_\_\_\_  
1186. \_\_\_\_\_  
1187. \_\_\_\_\_  
1188. \_\_\_\_\_  
1189. \_\_\_\_\_  
1190. \_\_\_\_\_  
1191. \_\_\_\_\_  
1192. \_\_\_\_\_  
1193. \_\_\_\_\_  
1194. \_\_\_\_\_  
1195. \_\_\_\_\_  
1196. \_\_\_\_\_  
1197. \_\_\_\_\_  
1198. \_\_\_\_\_  
1199. \_\_\_\_\_  
1200. \_\_\_\_\_  
1201. \_\_\_\_\_  
1202. \_\_\_\_\_  
1203. \_\_\_\_\_  
1204. \_\_\_\_\_  
1205. \_\_\_\_\_  
1206. \_\_\_\_\_  
1207. \_\_\_\_\_  
1208. \_\_\_\_\_  
1209. \_\_\_\_\_  
1210. \_\_\_\_\_  
1211. \_\_\_\_\_  
1212. \_\_\_\_\_  
1213. \_\_\_\_\_  
1214. \_\_\_\_\_  
1215. \_\_\_\_\_  
1216. \_\_\_\_\_  
1217. \_\_\_\_\_  
1218. \_\_\_\_\_  
1219. \_\_\_\_\_  
1220. \_\_\_\_\_  
1221. \_\_\_\_\_  
1222. \_\_\_\_\_  
1223. \_\_\_\_\_  
1224. \_\_\_\_\_  
1225. \_\_\_\_\_  
1226. \_\_\_\_\_  
1227. \_\_\_\_\_  
1228. \_\_\_\_\_  
1229. \_\_\_\_\_  
1230. \_\_\_\_\_  
1231. \_\_\_\_\_  
1232. \_\_\_\_\_  
1233. \_\_\_\_\_  
1234. \_\_\_\_\_  
1235. \_\_\_\_\_  
1236. \_\_\_\_\_  
1237. \_\_\_\_\_  
1238. \_\_\_\_\_  
1239. \_\_\_\_\_  
1240. \_\_\_\_\_  
1241. \_\_\_\_\_  
1242. \_\_\_\_\_  
1243. \_\_\_\_\_  
1244. \_\_\_\_\_  
1245. \_\_\_\_\_  
1246. \_\_\_\_\_  
1247. \_\_\_\_\_  
1248. \_\_\_\_\_  
1249. \_\_\_\_\_  
1250. \_\_\_\_\_  
1251. \_\_\_\_\_  
1252. \_\_\_\_\_  
1253. \_\_\_\_\_  
1254. \_\_\_\_\_  
1255. \_\_\_\_\_  
1256. \_\_\_\_\_  
1257. \_\_\_\_\_  
1258. \_\_\_\_\_  
1259. \_\_\_\_\_  
1260. \_\_\_\_\_  
1261. \_\_\_\_\_  
1262. \_\_\_\_\_  
1263. \_\_\_\_\_  
1264. \_\_\_\_\_  
1265. \_\_\_\_\_  
1266. \_\_\_\_\_  
1267. \_\_\_\_\_  
1268. \_\_\_\_\_  
1269. \_\_\_\_\_  
1270. \_\_\_\_\_  
1271. \_\_\_\_\_  
1272. \_\_\_\_\_  
1273. \_\_\_\_\_  
1274. \_\_\_\_\_  
1275. \_\_\_\_\_  
1276. \_\_\_\_\_  
1277. \_\_\_\_\_  
1278. \_\_\_\_\_  
1279. \_\_\_\_\_  
1280. \_\_\_\_\_  
1281. \_\_\_\_\_  
1282. \_\_\_\_\_  
1283. \_\_\_\_\_  
1284. \_\_\_\_\_  
1285. \_\_\_\_\_  
1286. \_\_\_\_\_  
1287. \_\_\_\_\_  
1288. \_\_\_\_\_  
1289. \_\_\_\_\_  
1290. \_\_\_\_\_  
1291. \_\_\_\_\_  
1292. \_\_\_\_\_  
1293. \_\_\_\_\_  
1294. \_\_\_\_\_  
1295. \_\_\_\_\_  
1296. \_\_\_\_\_  
1297. \_\_\_\_\_  
1298. \_\_\_\_\_  
1299. \_\_\_\_\_  
1300. \_\_\_\_\_  
1301. \_\_\_\_\_  
1302. \_\_\_\_\_  
1303. \_\_\_\_\_  
1304. \_\_\_\_\_  
1305. \_\_\_\_\_  
1306. \_\_\_\_\_  
1307. \_\_\_\_\_  
1308. \_\_\_\_\_  
1309. \_\_\_\_\_  
1310. \_\_\_\_\_  
1311. \_\_\_\_\_  
1312. \_\_\_\_\_  
1313. \_\_\_\_\_  
1314. \_\_\_\_\_  
1315. \_\_\_\_\_  
1316. \_\_\_\_\_  
1317. \_\_\_\_\_  
1318. \_\_\_\_\_  
1319. \_\_\_\_\_  
1320. \_\_\_\_\_  
1321. \_\_\_\_\_  
1322. \_\_\_\_\_  
1323. \_\_\_\_\_  
1324. \_\_\_\_\_  
1325. \_\_\_\_\_  
1326. \_\_\_\_\_  
1327. \_\_\_\_\_  
1328. \_\_\_\_\_  
1329. \_\_\_\_\_  
1330. \_\_\_\_\_  
1331. \_\_\_\_\_  
1332. \_\_\_\_\_  
1333. \_\_\_\_\_  
1334. \_\_\_\_\_  
1335. \_\_\_\_\_  
1336. \_\_\_\_\_  
1337. \_\_\_\_\_  
1338. \_\_\_\_\_  
1339. \_\_\_\_\_  
1340. \_\_\_\_\_  
1341. \_\_\_\_\_  
1342. \_\_\_\_\_  
1343. \_\_\_\_\_  
1344. \_\_\_\_\_  
1345. \_\_\_\_\_  
1346. \_\_\_\_\_  
1347. \_\_\_\_\_  
1348. \_\_\_\_\_  
1349. \_\_\_\_\_  
1350. \_\_\_\_\_  
1351. \_\_\_\_\_  
1352. \_\_\_\_\_  
1353. \_\_\_\_\_  
1354. \_\_\_\_\_  
1355. \_\_\_\_\_  
1356. \_\_\_\_\_  
1357. \_\_\_\_\_  
1358. \_\_\_\_\_  
1359. \_\_\_\_\_  
1360. \_\_\_\_\_  
1361. \_\_\_\_\_  
1362. \_\_\_\_\_  
1363. \_\_\_\_\_  
1364. \_\_\_\_\_  
1365. \_\_\_\_\_  
1366. \_\_\_\_\_  
1367. \_\_\_\_\_  
1368. \_\_\_\_\_  
1369. \_\_\_\_\_  
1370. \_\_\_\_\_  
1371. \_\_\_\_\_  
1372.

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

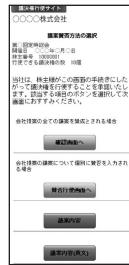
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

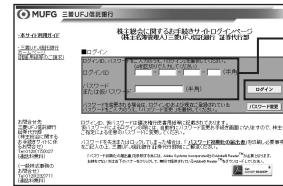


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

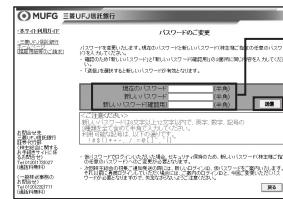
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）5名全員（大熊章、土屋敦之、高嶋淳、植平光彦、山部清明の5氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おお くま あきら 章 (1936年12月26日生)  <再任>  取締役会出席率 85.71% (12回/14回)	1955年4月 株式会社大熊製作所入社 1986年7月 同社 代表取締役社長（現任） 2010年5月 当社取締役 2010年7月 株式会社AFJ Project 取締役 2011年9月 当社代表取締役社長 2011年9月 株式会社AFJ Project 代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役会長 2014年6月 株式会社AFJ Project 代表取締役会長 2014年12月 SAYA PTE Ltd. 代表取締役（現任） 2015年11月 株式会社オーフ 代表取締役（現任） 2018年6月 当社取締役会長（現任） 2018年6月 株式会社AFJ Project 取締役会長（現任）	10,907,800株

#### 【取締役候補者とした理由】

これまでの経営経験や投資経験を活かして、創業当初より当社に出資を行い、当社の設立に貢献しております。2010年5月からは当社取締役に就任し、2011年9月からは当社代表取締役社長、2018年6月からは当社取締役会長に就任し、当社設立後も取締役として当社の成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	山 部 清 明 (1960年10月10日生)  <再任>  取締役会出席率 90.00% (9回/10回)	1984年 4月 日本ロシュ株式会社入社 1997年 1月 日本ヒルティ株式会社入社 1999年11月 株式会社ファーストリテイリング入社 2000年 6月 ファーストリテイリング(U.K.)リミテッド代表 2002年 9月 Johnson & Johnson デピュー株式会社 スペインカンパニープレジデント 2004年 8月 コダック株式会社 常務取締役ヘルス事業部長 2007年 5月 ケアストリーム ヘルス株式会社 代表取締役社長 2008年 5月 CSLベーリング株式会社代表取締役社長 2013年 2月 株式会社C・ブライ特 代表取締役 (現任) 2017年 6月 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund) Chief Operating Officer兼Acting CEO (現任) 2022年 6月 当社社外取締役 (現任) 2022年 6月 株式会社AFJ Project 取締役 (現任)	900株
【取締役候補者とした理由】			
数々の企業において要職を歴任し、特に外資系企業で海外でのビジネス展開や新規事業立ち上げ、業態転換や新会社立ち上げといった幅広い経験を有しており、また小売り、建築、店舗開発といった当社事業と親和性の高い経験も豊富なことから、当社にとって視野の広い有用な知見を提供していただいているため、経営者としての当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有しているため、取締役候補者といたしました。			
3	植 平 光 彦 (1956年2月19日生)  <再任>  取締役会出席率 100% (10回/10回)	1979年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2012年 6月 東京海上ホールディングス株式会社 執行役員国内事業企画部長 2013年 6月 株式会社かんぽ生命保険 常務執行役 2017年 6月 同社取締役兼代表執行役社長 2022年 6月 当社社外取締役 (現任) 2022年 6月 株式会社AFJ Project 取締役 (現任)	900株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
東京海上火災保険株式会社及び株式会社かんぽ生命保険において要職を歴任しており、営業部門、企画部門での長年の経験、経営者としても豊富な経験を有していることから、当社にとって視野の広い有用な知見を提供していただいているため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
4	おお い さち こ <b>大井 幸子</b> (1958年1月26日生) <新任>	1988年1月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社 1989年6月 Moody's Investors Service入社 1991年6月 Lehman Brothers Holdings Inc. 債券調査部バイスプレジデント 1992年7月 Kidder Peabody&Co.(現UBS Group AG) 債券営業部 バイスプレジデント 1995年1月 Strategic Alternative Investment Logistics, LLC代表 2007年7月 UBPインベストメンツ株式会社 営業戦略取締役副社長 2009年1月 株式会社SAIL 代表取締役社長 (現任) 2014年4月 武蔵野大学政治経済研究所研究員 同大学客員教授 (現任) 2018年6月 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 理事 (現任) 2019年6月 一般社団法人ユニバーサルコミュニケーション デザイン協会 (UCDA) 理事 (現任)	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

日米で投資銀行業務、資産担保証券の信用格付け、債券市場での長年の経験から日米の金融、経済、政治に関する幅広い人脈を有しており、国際金融情報に精通されていることから当社にとって視野の広い有用な知見を提供してくれる人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 大熊章氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社オーフが保有する株式数及び同氏の二親等内の血族が保有する野村信託銀行株式会社（信託口2052249）及び野村信託銀行株式会社（信託口2052248）名義の株式を含めて記載しております。また、当社株式の過半数を保有しており、同氏は当社の親会社等に該当します。その他の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 植平光彦氏及び大井幸子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者植平光彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、大井幸子氏を届け出る予定です。
4. 植平光彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年です。
5. 山部清明氏及び植平光彦氏は、会社法第423条第1項に定める責任に関し、法令の定める額を限度とする旨の責任限定契約を当社と締結しております。また、大井幸子氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 山部清明氏は2023年6月に株式会社C・ライトの代表権のない取締役に就任し、公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）のChief Operating Officerを退任予定であります。
8. 株式会社AFJ Projectは、当社子会社であります。
9. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が7回ありました。
10. 植平光彦氏及び山部清明氏について、取締役会開催回数は取締役就任後の回数です。

## 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社の監査等委員である取締役1名（井村牧氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また監査等委員である取締役の杉田就氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましてはガバナンス強化のため2名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に際しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	井 村 牧 (1960年2月20日生)  <再任>  取締役会出席率 100% (14回/14回)  監査等委員会出席率 100% (16回/16回)	1985年7月 グレイ大広株式会社 (現株式会社グレイワールドワイド)入社 1989年7月 電通バーソン・マーステラ株式会社 (現株式会社バーソン・コーン&ウルフ・ジャパン)入社 1998年7月 株式会社電通パブリックリレーションズ グローバルアカウント部 部長 2005年5月 ビザ・ワールドワイド株式会社 (現ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社) バイスプレジデント兼コーポレートコミュニケーション本部長 2009年10月 日本ロレアル株式会社 副社長兼コーポレート・コミュニケーション本部長 2019年6月 株式会社タナベコンサルティンググループ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 株式会社AFJ Project 監査役（現任）	1,780株

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

コーポレート・コミュニケーションにおける豊富な知識と経営者並びに監査等委員としての豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、当社と株式会社タナベコンサルティンググループとの間には取引関係はないため、相互の依存関係ではなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	濱岡まさみ (1955年6月2日生) <新任>	1979年4月 日本銀行 入行 2011年6月 株式会社第三銀行（現株式会社三十三銀行） 社外監査役 2018年9月 株式会社ネーブル・ジャパン 代表取締役（現任） 2021年11月 株式会社シリカジエン 監査役（現任） 2023年3月 公益財団法人原田積善会 業務執行理事（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
日本銀行における知識・経験と経営者並びに監査役としての豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、当社と株式会社ネーブル・ジャパン、株式会社シリカジエン及び公益財団法人原田積善会との間には取引関係はないため、相互の依存関係ではなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。			
3	久保田浩文 (1960年3月17日生) <新任>	1985年10月 監査法人朝日新和会計社 （現有限責任あづさ監査法人）入社 2019年7月 同 経営監視委員会委員 2022年7月 久保田公認会計士事務所 所長（現任） 2022年7月 意思決定コンサルティング株式会社 代表取締役（現任） 2023年4月 大手前大学 経営学部教授（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
監査法人における知識と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、当社と久保田公認会計士事務所及び意思決定コンサルティング株式会社との間には取引関係はないため、相互の依存関係ではなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	さか い だい すけ 酒 井 大 輔 (1976年3月27日生)  <新任>	2003年10月 弁護士登録（修習期：56期） 2003年10月 北浜法律事務所 入所 2009年9月 KPMG India（デリーオフィス）入社 2010年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録 北浜法律事務所 アソシエイト 2012年1月 北浜法律事務所 パートナー（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 日本国内及び海外での弁護士業務における豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、当社と北浜法律事務所との間には取引関係はないため、相互の依存関係ではなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 井村牧氏、濱岡正己氏、久保田浩文氏及び酒井大輔氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、取締役候補者井村牧氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、濱岡正己氏、久保田浩文氏及び酒井大輔氏を届け出る予定です。  
 4. 井村牧氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年です。  
 5. 井村牧氏は、会社法第423条1項に定める責任に関し、法令の定める額を限度とする旨の責任限定契約を当社と締結しております。また、濱岡正己氏、久保田浩文氏及び酒井大輔氏が取締役に選任され就任した場合には、いずれも責任限定契約を締結する予定であります。  
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。  
 また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。  
 7. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が7回ありました。

## 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

### 1. 本制度改定の理由

当社は、2021年6月24日開催の第11回定時株主総会において、「第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」としてご承認いただき（以下、本議案において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます）、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」といいます）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます）を導入しております。

今般、当社の一層のガバナンス強化のため社外取締役の増員も視野に入れること及び当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役のうち社外取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額するとともに、発行又は処分をされる当社の普通株式の上限を増数することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名報酬委員会において審議した結果に基づいて行っており、上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。

### 2. 本制度改定の概要

当初決議において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額50百万円以内（うち、社外取締役については年額5百万円以内）」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年15,000株以内（うち、社外取締役については年1,500株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）」とご承認いただいている、2021年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行ったことに伴う調整として、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年18,000株以内（うち、社外取締役については年1,800株以内）」に変更しております。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額50百万円以内（うち、社外取締役について年額10百万円以内）」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年50,000株以内（うち、社外取締役については年10,000株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）」と改定することについて、ご承認をお願いいたします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

なお、第1号が原案どおり承認可決されると、本総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち社外取締役は2名）となります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

### 1. 本制度改定の理由

当社は、2021年6月24日開催の第11回定時株主総会において、「第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」としてご承認いただき（以下、本議案において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます）、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」といいます）に対して、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます）を導入しております。

今般、当社の一層のガバナンス強化のため監査等委員である取締役（社外取締役を含む）を増員すること及び当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額するとともに、発行又は処分をされる当社の普通株式の上限を増数することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名報酬委員会において審議した結果に基づいて行っており、上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。

### 2. 本制度改定の概要

当初決議において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額10百万円以内」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年3,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）」とご承認いただいており、2021年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行ったことに伴う調整として、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年3,600株以内」に変更しております。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額15百万円以内」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）」と改定することについて、ご承認をお願いいたします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本総会終結後の監査等委員である取締役は5名となります。

以上

(ご参考) 当社取締役会のスキルマトリックス (2023年6月23日(金)以降の予定)

	取締役氏名	在任期間	年齢	性別	独立社外	企業経営 ・ 経営戦略	ブランディング ・ マーケティング	財務 ・ 会計	法務 ・ コンプライアンス	人事 ・ 人材育成	渉外	サステナビリティ ・ ESG	資格
取締役	大熊 章 (再任)	13年	86	男性		●					●		
	山部 清明 (再任)	1年	62	男性		●	●			●	●	●	
	植平 光彦 (再任)	1年	67	男性	●	●							
	大井 幸子 (新任)	—	65	女性	●	●					●		
監査等委員である取締役	井上 直樹	1年	60	男性		●		●			●		
	井村 牧 (再任)	2年	63	女性	●	●	●			●	●	●	
	濱岡 正己 (新任)	—	68	男性	●	●		●				●	
	久保田 浩文 (新任)	—	63	男性	●	●		●					公認会計士
	酒井 大輔 (新任)	—	47	男性	●				●		●		弁護士

(注) 上記の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

以上

# 事 業 報 告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、『ヘルシアプレイスをすべての人々へ！』を企業理念として掲げ、24時間フィットネスジムの日本におけるパイオニアであるエニタイムフィットネスの運営を通じて「誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会」を実現することを目指し、店舗網の拡張や会員数の増強等、積極的な事業拡大を推進しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和され、緩やかに持ち直しているものの、世界的な物価高騰が進むなど不透明な状況は継続しております。

当社グループが属するフィットネスジム業界におきましては、異業種からの参入による低価格帯ジムの出店など24時間型フィットネスジムは引き続き増加傾向にありますが、当社グループが運営するエニタイムフィットネスは、1,000店舗を超える出店で培ったノウハウを活かした店舗開発と、「安全」「安心」「清潔」「快適」な店舗運営により、24時間型フィットネスジム業界においてトップシェアを維持し続けております。

また、当社グループでは、当期においてより良いジムへと成長するためのメッセージとして「Update YOURSELF さあ、自分をアップデートしよう。」を発信し、会員の皆様とともにアップデートし変化することを目指してまいりました。

このような経営環境の中、当社グループは、2022年3月の1,000店舗を達成後も新規出店を続け、また効果的なキャンペーンの実施や会員満足度の向上への取り組みを強化した結果、通期を通して店舗当たり会員数が堅調に推移したこと等により、2023年3月末時点の店舗数及び会員数は以下のとおりとなりました。

## 1. エニタイムフィットネス店舗数

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度		当連結会計年度末 (2023年3月31日)	
		出店数	退店数		
店舗数合計	1,002	72	7	※ 1	1,068
内、直営店舗数	165	5	1	※ 1、2	171
FC店舗数	837	67	6	※ 2	897

※ 1. 2023年3月31日付で退店した店舗1店舗を含んでおります。

※ 2. FCから直営店舗への承継した1店舗を含んでおります。

## 2. エニタイムフィットネス会員数

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度 第2四半期末 (2022年9月30日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)	増減率
会員数合計	64.5万人	71.5万人	74.0万人	14.7%
内、直営店会員数	9.9万人	10.9万人	11.1万人	11.9%
FC店会員数	54.6万人	60.6万人	62.8万人	15.2%

以上の結果、当事業年度の連結売上高は14,787百万円（前年同期比12.9%増）、営業利益は3,364百万円（同14.2%増）、経常利益は3,402百万円（同15.6%増）となりました。また、第4四半期におきまして、新型コロナウイルスの影響等により業績改善までの期間の長期化が見込まれる18店舗に関する減損損失367百万円を計上したこと等により、特別損失458百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,914百万円（同12.5%増）となりました。

## **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は710百万円となりました。これは主に、新規出店投資に伴う建物及び構築物や工具、器具及び備品の取得等によるものであります。なお、設備投資の中には新規出店に伴い賃貸人に差し入れた敷金及び保証金34百万円が含まれます。

## **(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

## **(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

## **(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

第三者のFCオーナーが運営する1店舗について、直営店を運営する株式会社AFJ Project（当社の連結子会社）が事業を譲り受けました。

## **(6) 吸収合併又は吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

## **(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、『ヘルシアプレイスをすべての人々へ！』という企業理念を掲げ、ヘルシアプレイスを一人でも多くの方へ届けることを経営方針としております。

また、「フィットネス習慣を拡大させることで健康寿命を延ばし、豊かな社会を創る」というパーカスのもと、2022年5月に策定しました2025年3月期を最終年度とする中期経営計画達成に向け、主に3つの施策に取り組んでまいります。

### ① 新規出店による事業規模の更なる拡大

当社グループは企業理念の実現のため、何より継続的なエニタイムフィットネスの出店が最重要課題であります。異業種より参入などの競合環境がある中でも、24時間マシン特化型ジムのトップシェアを維持するため、年間100店舗程度の出店規模を目指すことで持続的な成長を図ってまいります。

### ② 既存店舗の会員数回復

社会経済活動の正常化が進む中、運動機会の需要を捉えコロナ前の会員数水準への回復を目指し、新規会員獲得に向けた施策を講じてまいります。

会員数の回復は、FCオーナー様の事業環境の回復につながります。これらの回復により出店意欲が増すという好循環が生み出されるため、店舗数の拡大とともに既存店の会員数の拡大が重要であると考えております。このため会員様の利便性向上に向けた出店と実効性の高いキャンペーンの実施やSNSの活用等を通じたコミュニケーションを推進し、会員数の回復に向けた取り組みに努めてまいります。

### ③ 店舗における新たな収益源の創出

会員数の回復とともに店舗売上の向上も重要であると考えております。1,000店舗を超えるエニタイムフィットネスの店舗網や会員様という当社が保有する資産を活用し、会費収入に留まることなく、新たなサービスを開発に注力し、店舗売上の底上げを図ってまいります。

これら施策の遂行のため、海外のエニタイムフィットネスで広く使われているグローバル共有会員管理システムへのアップデートを進めております。このシステムのグローバル化により、将来的には、海外でも使用されているコーチングアプリ等の利用が可能となるなど、会員の皆様の利便性向上や効率的な店舗運営を目指してまいります。

これら3つの重点施策に取り組むとともに、当社グループは、企業理念である「ヘルシーアプレイスをすべての人々へ！」の実現に向け、E S G経営を推進するための3つのマテリアリティ（重要課題）

- 1) 「日本の健康を創る先進企業へ」
- 2) 「地域の健康・安全を担うインフラへ」
- 3) 「ヘルシアプレイスの礎」

に取り組んでおります。これらE S G経営の課題にも事業活動を通じて取り組むことで、店舗を創るだけでなく、日本のフィットネス参加率を上げることで、フィットネスが日常的にスタンダードなカルチャーとなるよう推進してまいります。加えて、エニタイムフィットネスがさらに社会に開かれたフィットネスクラブとなるため、社会的価値と経済的価値の創出及び持続可能な社会の実現と企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

	第10期 (2020年3月期)	第11期 (2021年3月期)	第12期 (2022年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高（百万円）	11,333	11,163	13,097	14,787
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,627	920	1,702	1,914
1株当たり当期純利益（円）	112.81	58.89	91.05	102.37
総資産（百万円）	15,624	21,093	21,429	21,195
純資産（百万円）	3,318	8,128	9,662	11,221
1株当たり純資産（円）	229.99	434.72	516.92	599.90

- (注) 1. 当社では、第11期より連結計算書類を作成しております。なお、第10期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき500株、2021年4月1日付で普通株式1株につき1.3株、2021年10月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社AFJ Project	145百万円	100%	フィットネスクラブ運営事業

### ③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事 業	主 要 な 内 容
フィットネスクラブ運営事業	当社グループは、24時間営業、マシンジム特化型という特徴を持つフィットネスクラブチェーンである「エニタイムフィットネス」の日本におけるマスター・フランチャイジーとして、フランチャイズシステム全体を運営するとともに、直営店も運営しております。

(12) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

①当社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

②子会社

本 社	東京都新宿区
店 舗	30都府県 計 171店舗

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
234 (477) 名	17 (17) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。  
 2. 臨時従業員にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
234 (5) 名	17 (1) 名	33.8歳	3.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。  
 2. 臨時従業員にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社埼玉りそな銀行	1,680百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,438百万円
株式会社みずほ銀行	1,019百万円
株式会社三井住友銀行	273百万円
株式会社千葉銀行	169百万円
株式会社日本政策金融公庫	116百万円
株式会社商工組合中央金庫	36百万円
株式会社武蔵野銀行	31百万円
株式会社みなと銀行	22百万円
株式会社京葉銀行	21百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,719,980株
- (3) 株主数 3,573名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 オ ー ク	9,108,900株	48.65%
R M J a p a n , L L C	1,443,000株	7.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	816,400株	4.36%
Northern Trust Co. (AVFC) RE HCR00	708,300株	3.78%
野村信託銀行株式会社（信託口2052248）	702,000株	3.75%
野村信託銀行株式会社（信託口2052249）	702,000株	3.75%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	527,300株	2.81%
高 嶋 淳	428,680株	2.28%
大 熊 章	394,900株	2.10%
土 屋 敦 之	238,800株	1.27%

（注）野村信託銀行株式会社（信託口2052248）の所有株式数702,000株及び野村信託銀行株式会社（信託口2052249）の所有株式数702,000株は、特別利害関係者等（当社の取締役会長の二親等内の血族）である大熊章太氏及び大熊絢子氏がそれぞれ信託契約に基づいて委託者兼受益者として信託したものであり、その議決権は委託者兼受益者の指図により行使されることになります。

## （5）当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	9,400株	3名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	1,800株	2名
監査等委員である取締役	3,600株	3名

（注）株式報酬の内容につきましては「4. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等の額」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役会長	大熊 章	株式会社大熊製作所代表取締役社長 株式会社AFJ Project取締役会長 株式会社オーワーク代表取締役 SAYA PTE LTD. 代表取締役
代表取締役社長	土屋 敦之	株式会社AFJ Project代表取締役社長
専務取締役 CFO兼管理本部長	高嶋 淳	株式会社AFJ Project専務取締役
取締役	植平 光彦	株式会社AFJ Project取締役
取締役	山部 清明	株式会社C・ブライ特代表取締役 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund) Chief Operating Officer兼Acting CEO 株式会社AFJ Project取締役
取締役（監査等委員） 常勤監査等委員	井上 直樹	株式会社AFJ Project監査役
取締役（監査等委員）	井村 牧	株式会社タナベコンサルティンググループ 社外取締役（監査等委員） 株式会社AFJ Project監査役
取締役（監査等委員）	杉田 就	ITN法律事務所シニアパートナー 株式会社AFJ Project監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員でない）植平光彦氏及び山部清明氏並びに監査等委員である取締役井村牧氏及び杉田就氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員でない）植平光彦氏及び山部清明氏並びに監査等委員である取締役井村牧氏及び杉田就氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である杉田就氏は、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と専門知識を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との十分な連携を図るため、井上直樹氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 2022年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員でない）山口博久氏及び宮本明男氏並びに監査等委員である取締役高嶋淳氏、中島明彦氏、田邊るみ子氏及び松村はるみ氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2022年6月23日開催の第12回定時株主総会において、新たに取締役（監査等委員でない）高嶋淳氏、植平光彦氏及び山部清明氏並びに監査等委員である取締役井上直樹氏及び杉田就氏が選任され、就任いたしました。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令の定める額を限度とする旨の契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く）と締結することができる旨を定めており、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で責任限定契約を締結しております。各候補者が取締役（業務執行取締役等である者を除く）に選任され就任した場合には、当該取締役と責任限定契約を締結いたします。

## **(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は取締役（監査等委員である取締役を含む）、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の期間は1年間であり、当該契約の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新予定であります。

#### (4) 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） (うち社外取締役)	99	66	17	15	8
	15	10	1	2	4
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	35	28	1	5	6
	18	13	0	3	4
合計 (うち社外取締役)	134	94	18	21	14
	33	24	2	6	8

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2019年6月28日開催の第9期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、年額250百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額70百万円以内と決定しております。また、金銭報酬とは別枠で2021年6月24日開催の第11回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額50百万円以内（うち、社外取締役については年額5百万円以内）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額10百万円以内と設定することについて決議いただきました。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は9名です。なお、本総会の第3号議案及び第4号議案が原案通り可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額は年額50百万円以内（うち、社外取締役については年額10百万円以内）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付き株式付与のための報酬額は年額15百万円以内となります。
3. 非金銭報酬等の内容は、当社の譲渡制限付株式報酬であります。割当ての際の条件等は、「4. 会社役員に関する事項（5）取締役の報酬等の決定に関する方針」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載しております。なお、金額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 上記には、2022年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
5. 当社は、役員退職慰労金制度を2021年6月24日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間にに対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、退任時に支払うことを当該定時株主総会で決議いたしました。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役2名（うち社外取締役2名）に対し、27百万円の役員退職慰労金を支給しております。

## (5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

### ① 役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額の算定方法の決定に関しましては、株主総会決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額及び監査等委員である取締役の報酬額の総枠を決定したうえで、取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針としております。

当事業年度においては、2022年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、当該取締役会では、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 役員報酬制度の概要

#### a. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬から構成されており、それぞれの報酬の内容については以下のとおりです。

##### <基本報酬>

取締役の基本報酬は、役位に応じた金額を役員報酬規程にて定めております。

社外取締役の基本報酬は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

##### <業績連動報酬>

取締役の業績連動報酬は、役位に応じた支給基準額に支給率を乗じた金額としており、業績連動報酬規程にて定めております。

社外取締役は、業績連動報酬の対象外としております。

#### <非金銭報酬>

取締役の非金銭報酬は、年18,000株を上限に取締役会にて決定しております。

うち社外取締役の非金銭報酬は、年1,800株を上限に取締役会にて決定しております。

支給は、定時株主総会終了後の一定期間内に、その定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までを対象期間とした分を支給しており、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）にて算定しております。

なお、本総会の第3号議案が原案通り可決されると、取締役に対する非金銭報酬は年50,000株を上限、うち社外取締役については年10,000株を上限に、取締役会にて決定することになります。

#### b. 監査等委員である取締役の報酬等について

当社の監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず、固定の基本報酬及び非金銭報酬としており、役員報酬規程にて定めております。

社外取締役の報酬等は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

#### <基本報酬>

監査等委員である取締役の基本報酬は、役員報酬規程にて定めております。

社外取締役の基本報酬は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

#### <非金銭報酬>

監査等委員である取締役の非金銭報酬は、年3,600株を上限に取締役会にて決定しております。

支給は、定時株主総会終了後の一定期間内に、その定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までを対象期間とした分を支給しており、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）にて算定しております。

なお、本総会の第4号議案が原案通り可決されると、監査等委員である取締役に対する非金銭報酬は15,000株を上限に、取締役会にて決定することになります。

c. 基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合について

総報酬に占める基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合は標準支給ベースで概ね次のとおりとしております。

役員区分	基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	6.5：2.0：1.5
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	6.5：0：3.5
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	7.5：0：2.5
社外取締役（監査等委員である取締役）	6.5：0：3.5

d. 業績連動報酬の仕組みについて

業績連動報酬に係る指標は、連結売上高及び連結営業利益の事業計画及び実績であります。当該指標を選択した理由は、会社の定常的な営業活動を行った結果として得られる収益並びに利益であることから、現在の当社の成績の指標として最適であると判断したためであります。

業績連動報酬の支給額は、各役位別に定められた支給基準額に支給率を乗じた金額となっております。支給率は業績達成率に応じて、70%～150%の範囲で変動します。業績達成率の算定における各指標の目標達成率の評価割合は、連結売上高が40%、連結営業利益が60%であります。

当事業年度における連結売上高は14,787百万円、また連結営業利益は3,364百万円でした。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 前期「(3) 会社役員の状況 ①取締役及び監査役の氏名等（注）8」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
- 社外取締役及び社外取締役（監査等委員）の重要な兼職先である株式会社AFJ Projectは、当社の100%子会社であります。

### ②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	植平 光彦	就任後に開催した取締役会に10回中10回（100%）出席し、大企業での要職歴や会社経営者としての実績からの優れた見識により、客観的な立場で、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員長を務めました。
社外取締役	山部 清明	就任後に開催した取締役会に10回中9回（90%）出席し、海外でのビジネス展開や新規事業立ち上げ等の豊富な実績からの優れた見識により、客観的な立場で、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	井村 牧	当事業年度に開催した取締役会に14回中14回（100%）、監査等委員会に16回中16回（100%）出席し、経営者及び監査等委員としての豊富な実績からの優れた見識により、客観的な立場で、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	杉田 就	就任後に開催した取締役会に10回中10回（100%）、監査等委員会に11回中11回（100%）出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員会において、監査等の職務執行に関する事項について、主に法令や定款の遵守に係る見地から発言を行いました。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が7回ありました。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、会社法第423条第1項に定める責任に関し、法令の定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、内部監査室、総合経理部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積もりの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwCあらた有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に従って取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従って取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存する。人事部及び法務室は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。また、取締役及び監査等委員は文書を常時閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は、職務権限規程に従って権限の範囲内で職務を執行し、各職務に内包する各リスクについて管理する。

管理本部は内部牽制機能を担う部門として、各部室のリスクを監視し、リスクが高まったと判断した場合は、速やかに取締役及び監査等委員にその内容を報告し対策を講じる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程に従って効率的な職務の執行を図る。

また、取締役会において、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

**⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。

**⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役会において、グループ全体における業務の健全性・遵法性・透明性を確保するための意思決定を行うことにより、業務の適正確保を図る。

**⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用者を置くこととする。

補助使用者は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役及びその他の使用者からの指揮命令を受けないものとする。

**⑧ 監査等委員のその職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

取締役及び使用者は、補助使用者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

**⑨ 取締役及び使用者が当社の監査等委員会に報告するための体制**

監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用者に対し、業務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。取締役及び使用者は、法令及び定款に反することが発生した場合の他、当社業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

**⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないと確保するための体制**

監査等委員は、取締役又は使用者から得た情報について、第三者に対する報告義務は負わない。また、報告をした使用者の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。

**(11) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い、又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

**(12) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、内部監査室と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。監査等委員は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

**(13) 反社会的勢力による被害を防止するための体制**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として拒絶し、会社をあげて毅然とした態度で対応する。また、法務室を法務関連リスクの対応部署として定め、平素から顧問弁護士と連携できる体制を整える。万一、反社会的勢力からの理不尽な要求などの事態が発生した場合は、早い段階で所轄警察署等に相談し、適切な指導を受けながら対応する。

**(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、監査法人や税理士等からのレビューを受けつつ、必要な是正措置を講じる。

**(2) 体制の運用状況の概要**

内部統制システムの運用上見出された問題点については、都度、是正・改善並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。配当に関する基本方針として、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当し、持続的に成長することで企業価値を高めていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>11,894</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,445</b>
現金及び預金	9,683	買掛金	52
売掛金	1,118	1年内返済予定の長期借入金	1,569
商品	283	未払金	792
前払費用	355	未払法人税等	637
その他	475	契約負債	1,895
貸倒引当金	△22	賞与引当金	208
<b>固定資産</b>	<b>9,300</b>	役員賞与引当金	16
<b>有形固定資産</b>	<b>6,226</b>	その他	272
建物及び構築物	7,437	<b>固定負債</b>	<b>4,528</b>
工具、器具及び備品	3,857	長期借入金	3,239
減価償却累計額	△5,072	資産除去債務	1,091
土地	0	その他	198
建設仮勘定	1		
<b>無形固定資産</b>	<b>141</b>		
のれん	98	<b>負債合計</b>	<b>9,974</b>
ソフトウェア	38		
その他	4	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,933</b>	<b>株主資本</b>	<b>11,220</b>
投資有価証券	2	資本金	2,183
長期前払費用	558	資本剰余金	2,123
敷金及び保証金	1,325	利益剰余金	6,960
繰延税金資産	701	自己株式	△46
長期貸付金	248	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>0</b>
その他	97	その他有価証券評価差額金	0
<b>資産合計</b>	<b>21,195</b>	<b>純資産合計</b>	<b>11,221</b>
		<b>負債純資産の部</b>	<b>21,195</b>

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	<b>14,787</b>
<b>売上原価</b>	<b>8,410</b>
<b>売上総利益</b>	<b>6,376</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>3,012</b>
<b>営業利益</b>	<b>3,364</b>
<b>営業外収益</b>	
受取配当金	0
受取手数料	43
受取保険金	17
違約金収入	36
その他	2
	99
<b>営業外費用</b>	
支払利息	33
為替差損	23
株式交付費	0
支払手数料	3
その他	0
	60
<b>経常利益</b>	<b>3,402</b>
<b>特別利益</b>	
預り保証金返還免除益	12
	12
<b>特別損失</b>	
固定資産除却損	18
減損損失	439
	458
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>2,955</b>
法人税、住民税及び事業税	1,039
法人税等調整額	2
	1,041
<b>当期純利益</b>	<b>1,914</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>1,914</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,173	2,112	5,420	△44	9,662
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）	10	10			20
剰余金の配当			△373		△373
親会社株主に帰属する当期純利益			1,914		1,914
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10	10	1,540	△2	1,558
当期末残高	2,183	2,123	6,960	△46	11,220

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	0	0	9,662
当期変動額			
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）			20
剰余金の配当			△373
親会社株主に帰属する当期純利益			1,914
自己株式の取得			△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,558
当期末残高	0	0	11,221

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記表

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社AFJ Project

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### □ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 39年

建物附属設備 3～18年

構築物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

### □ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### □ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 重要な収益の計上基準

##### イ. 加盟金収入

加盟金収入については、サブ・フランチャイズ契約に基づき、サブ・フランチャイジーに対する「Anytime Fitness」の名称等に関する商標等の使用の許諾を履行義務としており、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、契約時に一括して受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債として計上しております。

##### ロ. ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、サブ・フランチャイズ契約に基づき、サブ・フランチャイジーに対するエニタイムフィットネスの店舗の運営の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しております。

##### ハ. 商品売上高

商品売上高については、顧客（主に、サブ・フランチャイジー）からの発注に基づき、顧客に対する商品の引渡しを履行義務としており、商品を顧客に引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しております。

##### 二. 会費収入

会費収入については、会員からの入会申込に基づき、会員に対するエニタイムフィットネスの店舗の利用の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足される月内に受領しております。

## (5) 重要な費用の計上基準

### イ イニシャル・フィー（加盟金）

イニシャル・フィー（加盟金）については、マスター・フランチャイズ契約に基づき、当社が付与する各サブ・フランチャイズ契約ごとに、マスター・フランチャイザーに対し、イニシャル・フィー（加盟金）を契約時に一括して支払っております。イニシャル・フィー（加盟金）は、各サブ・フランチャイズ契約期間と同一の期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する金額を費用計上しております。なお、未経過分のイニシャル・フィー（加盟金）については、1年以内に費用化される予定の金額を前払費用、1年を超える予定の金額を長期前払費用として計上しております。

### □ コンティニューイング・フィー（ロイヤリティ）

当社が付与する各サブ・フランチャイズ契約につき、マスター・フランチャイザーに対し、月次で支払うコンティニューイング・フィー（ロイヤリティ）を費用として計上しております。

## (6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件毎に、その投資効果が発現すると合理的に見積もられる期間（10年以内）において、定額法により償却を行っております。

## (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 直営店の固定資産の減損

#### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

直営店の期末固定資産帳簿価額	6,610百万円
減損損失	439百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ 算出方法

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して資産のグルーピングを決定しており、連結子会社が保有する直営店については、営業活動から生じる損益が過去又は翌期に渡って継続してマイナスである場合、若しくは撤退の意思決定を行った場合等について、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初2年間については、店舗毎の新規出店時の計画（新規出店時の計画に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が考慮されていない場合には、当該影響を加味した計画）に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。

減損の兆候が把握された店舗については、各店舗のサブ・フランチャイズ契約の契約期間（10年）の残存期間にわたり割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もり、当該金額が資産グループの帳簿価格を下回る場合には、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

回収可能価額には、使用価値と正味売却価額のいずれかの高い金額を用いており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。当連結会計年度では、20店舗について固定資産の減損損失を計上しております。

□ 主要な仮定

減損の兆候が把握された店舗について将来キャッシュ・フローを見積る際には、店舗規模や立地等の条件に応じて設定された会員数成長率モデルを用いております。

当該会員数成長率モデルは、過去の実績に加えて新型コロナウイルス感染症拡大時からの回復シナリオ等と当社グループの直営店舗展開戦略等を織り込んで設定しています。新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、フィットネス業界が成長段階にあったことも後押しして、開店後に短期間でほとんどの店舗が黒字化する傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大や競合店の出現等による市場環境の変化によって会員数の成長が一昨年に急激に鈍化しました。新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和されたことから、フィットネス業界の市場回復を今後数年間にわたり見込んでいますが、市場環境の構造的な変化を考慮して、会員数の成長は新型コロナウイルス感染症拡大以前よりは緩やかなものとなるとを想定しています。なお、減損損失の認識が必要と判断された店舗の使用価値を算定する際は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くための割引率（税引前）については加重平均資本コスト（当連結会計年度10.3%）を使用しております。

なお、新規出店から2年以内の新店については、猶予期間後に黒字化するとの仮定を従前より用いており、同感染症拡大の影響を考慮したうえでも継続して同様の仮定を採用しております。

#### ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は過去の実績等に基づき設定したものであり、直近の会員数の動向等を考慮したうえで経営者が妥当と判断したのですが、会員数の動向に係る予測が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末において、全直営店舗、新規出店から2年以内の店舗、減損の兆候が識別された店舗の店舗数及び固定資産帳簿価額は、以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (2023年3月31日)		
	店舗数 (店)	減損前の固定資産帳簿価額 (百万円)	減損損失 (百万円)
全直営店舗	171	6,610	439
新規出店から2年以内の店舗	23	1,593	—
減損の兆候が識別された店舗	45	1,691	439
減損損失が認識されなかった店舗	25	1,075	—
減損損失が認識された店舗	20	616	439

当連結会計年度末において減損の兆候が識別された店舗のうち、25店舗の固定資産については、見積り割引前将来キャッシュフローが帳簿価額を上回っており減損損失を計上していません。これらの店舗（25店舗）に係る将来キャッシュフローの見積りに際しては、今後年率4%から12%の割合で会員数が増加することを見込んでおり、割引後の将来キャッシュ・フローにより算定される使用価値と帳簿価額の差額（ヘッドルーム）は、帳簿価額を293百万円上回っております。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	701百万円
法人税等調整額	2百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### イ 算出方法

当社グループは、繰延税金資産について、納税主体ごとの将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて、回収可能な額を計上しております。課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を基礎としております。

#### □ 主要な仮定

当社グループの事業計画には、将来の新規出店の予測、直営店の会員数の動向等の見積りが含まれております。将来の新規出店の予測は、当社グループの新規出店計画により翌連結会計年度に95店舗（うち、5～10店舗は直営店）の新規出店が実施されるとの仮定に基づいております。

#### ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度以降の新規出店の予測及び直営店の会員数の動向等の予測の仮定が大きく異なる場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産及び法人税等調整額に影響を与える可能性があります。

### III. 連結貸借対照表に関する注記

#### 保証債務

連結子会社以外のサブ・フランチャイジー等の不動産賃貸借契約に対し、連帯保証を行っております。

当連結会計年度 (2023年3月31日)	
サブ・フランチャイジー等 (月額賃料相当額)	19 百万円

### IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	18,705,180	14,800	—	18,719,980

(注) 普通株式の発行済株式数の増加14,800株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月14日 取締役会	普通 株式	187	利益 剰余金	10	2022年3月31日	2022年6月9日
2022年10月14日 取締役会	普通 株式	187	利益 剰余金	10	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月13日 取締役会	普通株式	280	利益剰余金	15	2023年3月31日	2023年6月8日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	普通株式	259,740	—	—	259,740	—
合計			259,740	—	—	259,740	—

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金、長期貸付金（建設協力金）は、主に店舗の不動産賃貸借契約に係るものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、敷金及び保証金、長期貸付金（建設協力金）などの債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	2	2	—
(2) 敷金及び保証金	1,325	1,159	△166
(3) 長期貸付金 (建設協力金) (*1)	264	253	△11
資産計	1,592	1,414	△177
(1) 長期借入金 (*2)	4,808	4,809	0
負債計	4,808	4,809	0

(\*1) 流動資産の「その他」に含めている短期貸付金（建設協力金）を含めております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計（百万円）
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2	—	—	2
資産計	2	—	—	2

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計（百万円）
敷金及び保証金	—	1,159	—	1,159
長期貸付金 (建設協力金)	—	253	—	253
資産計	—	1,412	—	1,412
長期借入金	—	4,809	—	4,809
負債計	—	4,809	—	4,809

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還時期を見積もったうえ、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金（建設協力金）

長期貸付金（建設協力金）の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,683	—	—	—
売掛金	1,118	—	—	—
長期貸付金 (建設協力金)	16	69	80	98
敷金及び保証金	—	71	259	993
合計	10,819	140	339	1,092

#### 5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,569	1,376	1,164	698	—	—
合計	1,569	1,376	1,164	698	—	—

## VII. 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントは「フィットネスクラブ運営事業」の単一セグメントであります。財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

#### FC売上

加盟金収入	298
ロイヤリティ収入	4,148
商品売上高	1,152
その他	52
小計	5,651

#### 店舗売上

会費収入	8,312
その他	271
小計	8,583

その他営業の収入	459
合計	14,787

顧客との契約から生じる収益	14,694
その他の収益	93
合計	14,787

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記表) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
契約負債	1,895
前受金	73
前受収益	1,822

- (注) 1. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は351百万円であります。
2. 契約負債が増加した理由は、主として加盟金等255百万円の受領（契約負債の増加）及び加盟金等の収益351百万円の認識（契約負債の減少）によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	383
1年超2年以内	296
2年超3年以内	284
3年超	930
合計	1,895

**VII. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産 599円90銭

1株当たり当期純利益 102円37銭

**VIII. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>12,331</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,580</b>
現金及び預金	9,239	買掛金	52
売掛金	695	1年内返済予定の長期借入金	1,295
商品	262	未払金	281
貯蔵品	0	未払費用	34
前払費用	154	未払法人税等	317
立替金	35	未払消費税等	123
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,851	前受金	2
その他	93	契約負債	2,156
<b>固定資産</b>	<b>6,143</b>	<b>預り金</b>	<b>74</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>80</b>	<b>賞与引当金</b>	<b>208</b>
建物	75	役員賞与引当金	16
工具、器具及び備品	132	その他	17
減価償却累計額	△127	<b>固定負債</b>	<b>3,286</b>
土地	0	長期借入金	3,158
<b>無形固定資産</b>	<b>18</b>	長期未払金	125
ソフトウエア	14	資産除去債務	2
その他	4	<b>負債合計</b>	<b>7,867</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,043</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	2	<b>株主資本</b>	<b>10,605</b>
長期前払費用	536	<b>資本金</b>	<b>2,183</b>
敷金及び保証金	33	<b>資本剰余金</b>	<b>2,133</b>
繰延税金資産	161	資本準備金	2,133
関係会社長期貸付金	4,962	<b>利益剰余金</b>	<b>6,335</b>
関係会社株式	249	その他利益剰余金	6,335
出資金	0	繰越利益剰余金	6,335
保険積立金	97	<b>自己株式</b>	<b>△46</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>0</b>
		その他有価証券評価差額金	0
		<b>純資産合計</b>	<b>10,606</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,474</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,474</b>

## 損益計算書

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,080
売上原価		2,741
売上総利益		4,338
販売費及び一般管理費		2,135
営業利益		2,203
営業外収益		
受取配当金	36	
受取手数料	7	
受取保険金	7	
違約金収入	36	
その他	0	88
営業外費用		
支払利息	30	
為替差損	23	
株式交付費	0	
支払手数料	3	
雑損失	0	57
経常利益		2,235
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		2,234
法人税、住民税及び事業税	694	
法人税等調整額	6	701
当期純利益		1,533

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,173	2,122	2,122	5,176	5,176
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）	10	10	10		
剰余金の配当				△373	△373
自己株式の取得					
当期純利益				1,533	1,533
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10	10	10	1,159	1,159
当期末残高	2,183	2,133	2,133	6,335	6,335

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△44	9,428	0	0	9,428
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）		20			20
剰余金の配当		△373			△373
自己株式の取得	△2	△2			△2
当期純利益		1,533			1,533
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	0
当期変動額合計	△2	1,177	0	0	1,177
当期末残高	△46	10,605	0	0	10,606

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 39年

建物附属設備 3～18年

構築物 3～10年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## 4. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 5. 重要な収益の計上基準

### (1) 加盟金収入

加盟金収入については、サブ・フランチャイズ契約に基づき、サブ・フランチャイジーに対する「Anytime Fitness」の名称等に関する商標等の使用の許諾を履行義務としており、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、契約時に一括して受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債として計上しております。

### (2) ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、サブ・フランチャイズ契約に基づき、サブ・フランチャイジーに対するエニタイムフィットネスの店舗の運営の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しております。

### (3) 商品売上高

商品売上高については、顧客（主に、サブ・フランチャイジー）からの発注に基づき、顧客に対する商品の引渡しを履行義務としており、商品を顧客に引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しております。

## 6. 重要な費用の計上基準

### (1) イニシャル・フィー（加盟金）

イニシャル・フィー（加盟金）については、マスター・フランチャイズ契約に基づき、当社が付与する各サブ・フランチャイズ契約ごとに、マスター・フランチャイザーに対し、イニシャル・フィー（加盟金）を契約時に一括して支払っております。イニシャル・フィー（加盟金）は、各サブ・フランチャイズ契約期間と同一の期間にわたって均等に期間配分し、当事業年度に対応する金額を費用計上しております。なお、未経過分のイニシャル・フィー（加盟金）については、1年以内に費用化される予定の金額を前払費用、1年を超える予定の金額を長期前払費用として計上しております。

### (2) コンティニューイング・フィー（ロイヤリティ）

当社が付与する各サブ・フランチャイズ契約につき、マスター・フランチャイザーに対し、月次で支払うコンティニューイング・フィー（ロイヤリティ）を費用として計上しております。

## 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	161百万円
法人税等調整額	6百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ 算出方法

当社は、繰延税金資産について、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて、回収可能な額を計上しております。課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としております。

##### ロ 主要な仮定

当社の事業計画には、将来の新規出店の予測等の見積りが含まれております。将来の新規出店の予測は、当社の新規出店計画により翌事業年度に95店舗の新規出店が実施されるとの仮定に基づいております。

##### ハ 翌年度の計算書類に与える影響

翌事業年度以降の新規出店の予測等の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額に影響を与える可能性があります。

### III. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

当事業年度  
(2023年3月31日)

短期金銭債権	148百万円
短期金銭債務	4

#### 2. 保証債務

サブ・フランチャイジー等の不動産賃貸借契約に対し、連帯保証を行っております。

当事業年度  
(2023年3月31日)

株式会社AFJ Project (月額賃料相当額)	46百万円
その他 (月額賃料相当額)	19
計	65

### IV. 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

当事業年度  
(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

営業取引による取引高	
売上高	945百万円
地代家賃	16
経営指導料	589

## V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度の増 加数(株)	当事業年度の減 少数(株)	当事業年度末の株 式数(株)
普通株式	12,561	1,833	—	14,394

(注) 普通株式の自己株式数の増加1,833株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

## VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
契約負債	111百万円
賞与引当金	63
長期未払金	38
未払事業税	13
未払特別法人事業税	7
資産除去債務	0
株式報酬費用	8
その他	0
繰延税金資産小計	245
評価性引当額	$\triangle 47$
繰延税金資産合計	198
繰延税金負債	
前払費用	$\triangle 36$
資産除去債務に対応する除去費用	$\triangle 0$
繰延税金負債合計	$\triangle 37$
繰延税金資産の純額	161

(注) 評価性引当額は、スケジューリング不能な将来減算一時差異であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	0.2
雇用促進税制	△1.3
留保金課税	2.0
評価性引当額	△0.3
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

### (1)子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社AFJ Project	(所有)直接 100.0	当社のサブ・フランチャイジー	商品及びサブ・フランチャイズ契約による売上(注) 1	945	売掛金	88
				経営指導料(注) 2	589	未収入金	54
				賃貸借の保証(注) 3	46	—	—
				資金の貸付(注) 4	508	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,851
				資金の回収(注) 4	1,818	関係会社長期貸付金	4,962
				利息の受取(注) 4	36	前受金	2

- (注) 1. 商品及びサブ・フランチャイズ契約による売上については、協議のうえ、決定しております。
2. 経営指導料については、協議のうえ、決定しております。
3. 賃貸借契約の保証については、月額賃料相当額で表示しており、保証料等は受け取っておりません。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年、毎月割賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## **VIII. 収益認識に関する注記**

### **1. 収益を理解するための基礎となる情報**

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. (重要な会計方針に係る事項に関する注記)  
5. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

## **IX. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産	567円03銭
1株当たり当期純利益	82円00銭

## **X. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## [連結計算書類に係る会計監査人の監査報告]

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社Fast Fitness Japan  
取締役会御中

#### PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林昭夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野祐一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Fast Fitness Japanの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Fast Fitness Japan及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## [計算書類に係る会計監査人の監査報告]

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社Fast Fitness Japan  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林昭夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 天野祐一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Fast Fitness Japanの2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## [監査等委員会の監査報告書]

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査室等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、同様の方法で監査を実施いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社Fast Fitness Japan監査等委員会

常勤監査等委員 井上 直樹

監査等委員 井村 牧

監査等委員 杉田 就

(注) 監査等委員井村牧及び杉田就は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

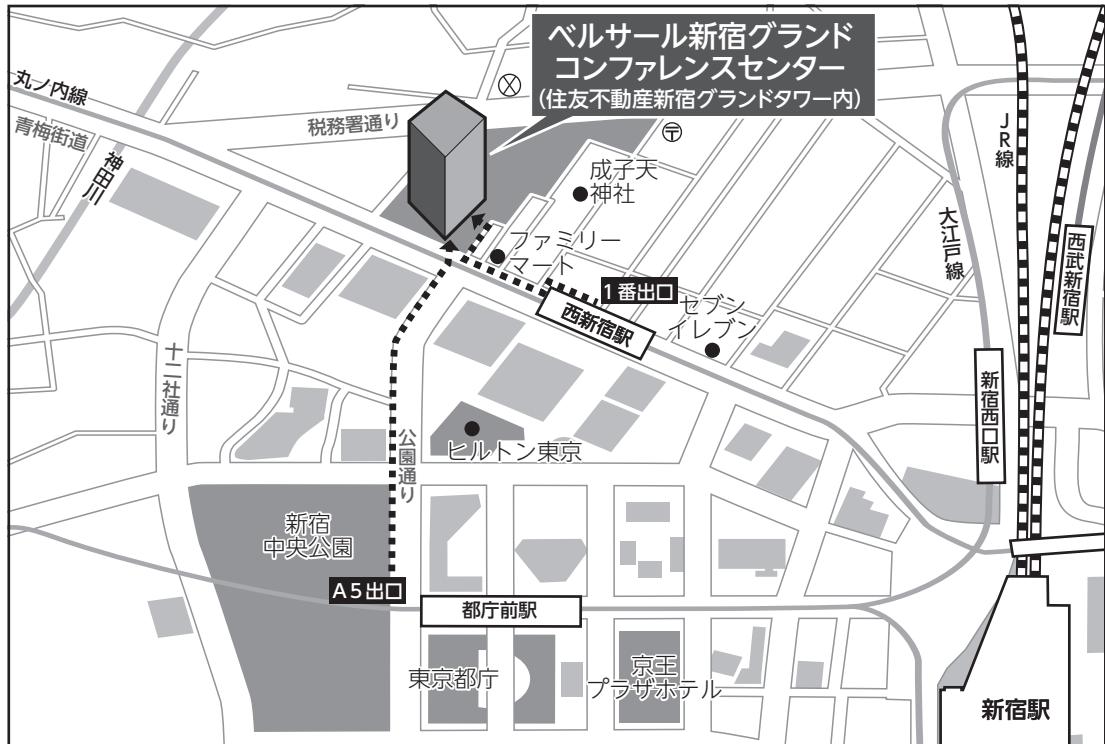
## 会 場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

ルーム G・H



## 交通のご案内

**M** 丸ノ内線

西新宿駅 1番出口 徒歩3分

**E** 大江戸線

都庁前駅 A 5 出口 徒歩8分

JR線他

新宿駅 西口 徒歩20分

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。